**分子細胞生物学解析ラボ東側エリア共有実験室（３Ｅ０６）の利用要項**

１.当実験室は本学の教職員、学部学生、大学院生、研究生及びラボ主任が適当と認めた

　者が「分子細胞生物学解析ラボ共有実験室利用申請書」を提出し、ラボ主任の許可を

得た後、使用できる。

２.当実験室の利用を許可された者は「分子細胞生物学解析ラボ共有実験室利用申請書」

の記載事項を変更する場合は、ラボ主任に届け出て、改めて許可を得なければならない。

３.利用者は、利用を終了又は中止した時は、速やかに使用実験区域を現状復帰（持込み機器及び廃棄物等の撤去、整理・清掃）し、ラボ主任に届けなければならない。

４.利用者は当実験室の利用に係る経費（電気料金等）を利用割合に応じ、負担しなければならない。

５.利用者が持込む機器類は必要最低限の物とし、実験当日限りを原則とする。ただし、１日を超えて、持込む場合は申請書に明記し、ラボ主任の許可を得なければならない。

６.持込み機器の管理は、利用者の責任で行う。

７.利用者が利用申請書の記載の利用目的と相違した時、あるいは当実験室及び当ラボの運営に重大な支障を生じさせた場合、又はそのおそれがある時は、ラボ主任は利用の許可を取消し、又は利用を一定期間停止することができる。

８.利用者が故意又は過失によって施設・設備を損傷したときは、修理及び現状復帰に掛かる費用は利用者が負担する。

９.実験に必要な準備、実験後の整理・清掃は利用者の責任で行い、廃棄物（ゴミ等）は利用者で処分する。

１０. 当実験室に試薬は保管できないため、利用後はその都度持ち帰ること。

１１.部屋の利用後は使用記録簿に利用時間を記入すること。

１２.利用者は、実験上の安全取扱いの責任が利用者自身にあることを充分認識し、実験室を試薬等で汚染させることなく、安全な作業環境を保たなければならない。

１３.当実験室はＰ１レベル実験室であり、学内の規定に従い使用しなければならない。

１４.設備の不具合等が発生した場合は、ラボ職員（東側エリア受付：３Ｅ１２）に連絡し、利用者で勝手に修理の手配等は行わない。

平成2７年4月1日

フロンティア科学実験総合センター　実験支援部門　分子形態・機能解析分野　分子細胞生物学解析ラボ東側エリア共有実験室（３Ｅ０６）利用申込書

年　　　月　　　日

フロンティア科学実験総合センター

分子細胞生物学解析ラボ東側エリア

ラボ主任　西頭　英起　教授殿

下記のとおり申請します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請区分 | □新規　□継続　□変更　□取消 | 登録番号 | ＊ |
| 利用申請者 | 職　名（学年） |  | （ﾌﾘｶﾞﾅ）氏　名 |  |
| 所　属 |  |
| 電　話 |  | FAX |  |
| E-Mail |  |
| 利用責任者（指導教員） | 職　名 |  | 氏　名 | 　　　　　　　　　　　　印 |
| 所　属 |  |
| 支払責任者 | 職　名 |  | 氏　名 |  印 |
| 所　属 |  |
| 研究課題 |  |
| 研究内容の概要 |  |
| 利用目的 |  |
| 持込み機器（注１） |  |
| 利用期間 | 平成　　年　　月　　日　　～　　平成　　年　　月　　日（最長年度末まで） |

（注１）：1日を超えて持込む機器がある場合に、使用電力も明記し、記入して下さい。

　＊下記の欄は記入しないで下さい。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 持込み機器設置実験台 | 東側エリア　ラボ主任　確認欄　　　　　　　　　　　　印 | 許可日：　　　　　　　　平成　　年　　月　　日 |

提出先：分子細胞生物学解析ラボ東側エリア事務受付：３E１２室奥（内線2260）